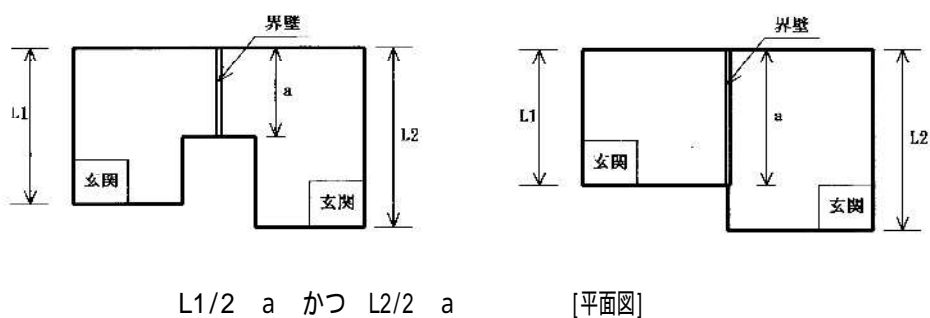


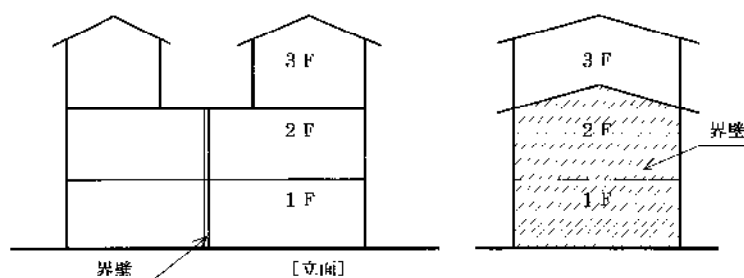
## 長屋・集会場・兼用住宅の定義について

(関係条文) 法 30 条の 2  
 令 22 条の 2・令 23 条・令 118 条  
 令 121 条・県条例 9 章

1 長屋 長屋とは、「2 以上の住戸又は住室を有する建築物で、隣接する住戸又は住室が、開口部のない壁又は床を共有し、廊下、階段等の共用部分を有しない形式の住宅」であるが、この「壁又は床を共有し」の部分について次の条件を満足すれば 長屋として取扱う。



3 階建て... 2 層連結 (各階共  $L1/2 \ a \ \text{かつ} \ L2/2 \ a$ ) 1, 2 階建て... 1 層連結



「住戸」 専用の居住室、台所、便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口を含む。）を有しているもの。

「住室」 住戸の要件のうち、台所又は便所を有していないもの。

重層長屋については、長屋の一形態として扱うものとする。

2 集会場 公民館、集会所、結婚式場、宗教関係施設の集会室、ホテル内の宴会場（原則として不特定多数の人が使用する場合）で避難階以外の 1 室の床面積が、200 m<sup>2</sup>を超えるものについては令第 23 条、令第 118 条、令第 121 条に掲げる集会場として取扱う

3 兼用住宅 住宅部分と住宅以外の部分が屋内空間によって、つながっているもの

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01